

家畜衛生情報

蜜蜂飼育届(変更届)をお忘れなように!

- ◇ 蜜蜂飼育者は、養蜂振興法（以下、「法」）第三条第1項にもとづく飼育届を、毎年1月末までに住所地を管轄する地域振興局農政課へ提出して下さい。
- ◇ 飼育届出記載事項（飼育場所、群数、期間等）に変更が生じた場合は、法第三条第3項にもとづく変更届を、1ヶ月以内に地域振興局農政課へ提出して下さい。
- ◇ 飼育届(変更届)様式は長野県ホームページからダウンロードいただくか、地域振興局農政課へお問い合わせください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/sangyo/nogyo/chikusan/mitsubati.html>



「業として5群以上を飼育する」方は、飼育者間の調整が必要です

- ◇ 蜂群の適正配置を図り、飼育者間のトラブルを防ぐため、近隣(概ね半径2km以内)の飼育者と調整を行いましょ。
- ◇ 飼育届に調整状況の記入欄があります。記入して提出してください。
- ◇ 飼育届を提出した後にも、調整が必要となる場合があります。



調整が必要な場合には、飼育届の情報を提供することがあります

- ◇ 法第八条にもとづく蜂群配置調整等に必要措置として、県は飼育届の情報を飼育者や関係団体へ提供することがあります。
- ◇ 飼育者の方には、飼育届の提出にあたり、県が飼育届の情報を蜂群配置に必要な措置として利用することに同意をお願いしています。

- ◇ 蜜蜂を飼育する方は、法第五条にもとづき、腐蛆病等の疾病予防や、近隣住民とのトラブル回避のため、適切な管理を行わなければなりません。

地域振興局	電話番号	地域振興局	電話番号
佐久	0267-63-3145	木曾	0264-25-2221
上田	0268-25-7127	松本	0263-40-1917
諏訪	0266-57-2913	北アルプス	0261-23-6511
上伊那	0265-76-6813	長野	026-234-9514
南信州	0265-53-0414	北信	0269-23-0209
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

ご不明な点はこちらへお問い合わせ下さい。



蜜蜂用医薬品は使用基準を守り、正しく使いましょう

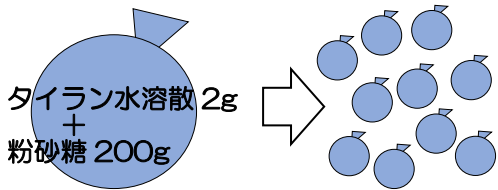


アメリカ腐蛆病の予防にタイラン水溶散の使用が承認されました

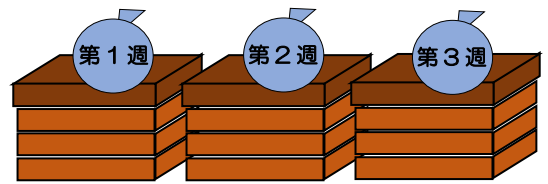
- 主成分 タイロシン酒石酸塩
- 適応症 アメリカ腐蛆病の予防
- 休薬期間 食用に供する蜂蜜及びその他の生産物の生産前28日間
- 用法用量 育児箱1箱(成虫として概ね4万匹)当たり、タイロシン200mg(力価)、粉砂糖20gを均一に加え、週1回、3週間投与

※少ない重量を量るのは難しいため、10箱分をまとめて計量することをすすめます

○タイラン水溶散2gと粉砂糖200gをよく混合して10等分する(ただちに使用)



○育児箱1箱につき、1回1包を3週間投与する



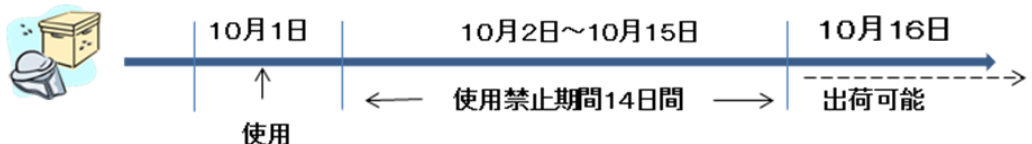
○現在、蜜蜂に使用できる医薬品は以下の4製剤です。

タイラン水溶散、みつばち用アピテン、日農アピスタン、アピバール

- 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律」(旧薬事法)では、
 - 使用基準(使用方法、使用量、使用禁止期間など)を守って使用すること
 - 未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用禁止
- が定められています。出荷した蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留すると、回収・廃棄の対象となる場合があります。

注意!

使用禁止期間又は休薬期間が「食用に供する蜂蜜及びその他の生産物の生産前14日間」である医薬品を10月1日に使用した場合、食用として出荷できるのは10月16日から蓄えられたものとなります。



○医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。

＜記録する内容＞

- ① 医薬品名、②使用年月日、③使用した群(数、場所)、④使用方法・使用量、⑤出荷可能日



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-25-7158	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923

医薬品の使用についてご不明な点はこちらへお問い合わせ下さい。

県庁園芸畜産課 026-235-7232